

最高裁秘書第1511号

令和2年7月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

4月30日付け（5月7日受付，第020106号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「所得税更正処分取消等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「不法行為による損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「国民健康保険税処分取消請求控訴，同附帯控訴事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 「非常上告事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (5) 「公務員に対する懲戒処分取消等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (6) 「通知処分取消等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (7) 「親子関係存在確認請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

所得税更正処分取消等請求事件について

事案の概要

本件は、法人への株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額につき、被上告人らが、その譲渡における代金額である1株当たり75円として所得税の申告をしたところ、税務署長から、上記譲渡は所得税法59条1項2号所定の低額譲渡に当たるとして増額更正処分等を受けた（上記株式の譲渡の時ににおける価額は1株当たり2505円とされた。）ため、その取消しを求める事案である。

〔参考〕所得税法59条1項

次に掲げる事由により…譲渡所得の基となる資産の移転があった場合には、その者の…譲渡所得の金額…の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。

2号 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

争点及び原判決

◇ 争点は、上記株式の譲渡の時ににおける価額である。

上記株式は、上場されておらず、取引相場のない株式である。国税庁長官による財産評価基本通達（相続税等について財産の評価方法を定めたもの）は、取引相場のない株式の価額について、原則的な評価方法を定める一方、会社の事業経営への影響力に乏しい少数株主の株式の場合に用いる例外的な評価方法として配当還元方式を定める。

本件では、譲渡所得に対する課税の場面において、配当還元方式を用いることとなるのは、譲渡人である株主が少数株主に該当する場合なのか、譲受人である株主が少数株主に該当する場合なのかが争われている。

※配当還元方式によると、一般的に、原則的な評価方法に比べて低い価格になる。上告人（国）は、譲渡人が少数株主に該当しないことから原則的な評価方法による1株当たり2505円を主張し、被上告人らは、譲受人が少数株主に該当することから配当還元方式による1株当たり75円（上記代金額）を主張している。

◇ 原判決（東京高裁）は、配当還元方式を用いるのは譲受人が少数株主に該当する場合であるとし、本件の譲受人は少数株主に当たるから配当還元方式を用いるべきであるなどとして、被上告人らの請求を一部認容した。

不法行為による損害賠償請求事件について

事案の概要

原告は、被告らに対し、建物の一部の明渡しを命ずる判決に基づく強制執行を実施し、強制執行の費用（以下「本件執行費用」という。）を支出した。この費用は民事執行法42条1項により債務者の負担とされる民事訴訟費用等に関する法律2条各号に掲げられている範囲及び額に該当するものであり、原告は、この費用について執行費用額確定処分を申し立て、債務名義を取得していた。

本件は、原告が、本件執行費用の支出は、被告らの上記建物部分の占有による共同不法行為の損害であるなどと主張して、被告らに対し、本件執行費用相当額等の連帯支払等を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原審は、原告の本件執行費用相当額等の連帯支払の請求を認容した。
- ◇ 本件の争点は、本件の事情の下において、本件執行費用相当額につき、通常の民事訴訟において不法行為に基づく損害として請求することが認められるか否かである。

（参考）

民事執行法（抜粋）

42条1項 強制執行の費用で必要なものは、債務者の負担とする。

42条4項 第1項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第2項の規定により取り立てられたもの以外のもの及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定める。

民事訴訟費用等に関する法律（抜粋）

2条 民事訴訟法その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（以下略）

国民健康保険税処分取消請求控訴，同附帯控訴事件について

事案の概要

本件は，国民健康保険税の滞納があるとして滞納処分を受けた原告が，同税及びその延滞金についての債権は時効消滅していたなどと主張して，被告を相手に，配当処分の取消し等を求める事案である。

〔参考〕

地方団体の徴収金（地方税，延滞金など）の徴収を目的とする権利は，5年で時効により消滅する（地方税法18条1項）。

時効の中断事由として，納付又は納入に関する告知（同法18条の2第1項1号），督促（同項2号），差押え（同法18条3項，民法147条2号），承認（同条3号）などが定められている。

〔時系列〕

H22.4.1頃 原告の父（世帯主）に対し，平成20年度分及び同21年度分の国民健康保険税の税額等の決定及びその通知がされる。

H23.1.26 原告の父に対し，督促状が発せられる。

H23.11 原告の父が死亡。

H24.1.24 原告が国民健康保険税の一部を納付する。(①)

H24.10.25 被告が原告に対し「納税義務承継通知書」を送付し，相続人としてH24.11.16までに納付するよう求める。(②)

H29.1.10 原告の預金払戻請求権について差押処分がされ，次いで配当処分がされる。

→ 被告は，上記①が「承認」に当たり，また，上記②が「納付又は納入に関する告知」に当たるから，消滅時効は中断したと主張している。

原判決の判断等

◇ 原判決は，上記①はその時に納付しなかった部分についての「承認」に当たらないとする一方，上記②は「納付又は納入に関する告知」に当たり，これにより消滅時効は中断したとして，原告による配当処分の取消請求を棄却するなどした。

◇ 原告は，上記②が「納付又は納入に関する告知」に当たるとした原審の判断には誤りがあると主張している。

非常上告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、道路交通法違反被告事件について、簡易裁判所（原裁判所）が発付した略式命令に対し、検事総長から非常上告が申し立てられた事案である。

- ◇ 原裁判所は、①過失による通行禁止違反及び②仮免許運転条件違反の事実を認定し、これらを併合罪として処断して、被告人を罰金4万7000円に処する旨の略式命令を発付し、同略式命令は、確定した。

- ◇ 本件申立ては、①通行禁止違反については、反則者による反則行為としての処理手続を行う必要があったのに、被告人は反則者とならないと誤認して略式命令請求がされ、原略式命令が発付されたとして、原略式命令の破棄等を求めるものである。

[参考]

道路交通法は、反則行為をした者であって、法令の規定による運転の免許を受けていない者等に該当しない者を「反則者」とし（125条2項）、反則者は、当該反則行為について反則金の納付の通告を受け、納付期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されない旨規定している（130条）。

公務員に対する懲戒処分取消等請求事件について

事案の概要

本件は、市立中学校の教諭であった原告が、①顧問を務める同校柔道部における部員間の暴力行為を伴ういじめの事実を把握しながら、受傷した被害生徒に対し、受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと、②当該いじめの加害生徒を柔道の大会に出場させることを禁止する旨の校長の職務命令に従わず同生徒を出場させたこと、③同部のために卒業生等から寄贈され同校に設置されていた物品に係る校長からの繰り返しの撤去指示に長期間応じなかったことを理由として、停職6月の懲戒処分を受けたため、同処分は重きに失するなど主張して、被告を相手に、その取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、原告の①の行為は、これにより被害生徒が適切な治療を受けられなかったり、いじめに関する中学校としての組織的対応に支障を来す結果をもたらしたりしたことはないから、その悪質性の程度がそれほど高いとはいえず、また、②及び③の行為については、校長の対応にも問題があったなど、原告にも酌むべき事情があったとして、原告に対する懲戒処分として停職を選択すること自体、懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱するものであるとして、懲戒処分の取消請求を認容するとともに、国家賠償請求の一部を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、原告に対する停職6月の懲戒処分が懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるか否かである。

通知処分取消等請求事件について

事案の概要

貸金業者の破産管財人である被上告人は、当該貸金業者が平成7年度から同17年度まで（ただし、同11年度を除く。）の本件各事業年度において受領し、各事業年度における益金（法人税の課税の基礎となる納税者の収益）として申告していた制限超過利息等（利息制限法所定の制限利率を超えて支払われた利息及び遅延損害金）の一部が、破産手続上、過払金（不当利得）として顧客に返還すべきものであったことが事後的に確定したため、これに対応する本件各事業年度の益金の額を遡って減額して計算すると、本件各事業年度における法人税の額が過大であったことになるとして、国税通則法の規定に基づき、法人税の更正（税務当局による税額等の変更の処分）の請求をした。

これに対し、税務署長は、更正をすべき理由がない旨の本件各通知処分をした。

本件は、被上告人が、本件各通知処分の一部の取消しを求めるとともに、予備的に、上記制限超過利息等に対応する法人税相当額の一部についての不当利得返還等を求めている事案である。

原判決及び争点

◇ 原判決は、上記の場合においては、既に配当がされた破産債権（過払金返還請求権）に対応する制限超過利息等に加えて、まだ配当がされていない破産債権（同上）に対応する制限超過利息等についても、これを受領した事業年度に遡って益金の額を減額することが、法人税法（平成30年法律第7号による改正前のもの）22条4項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（公正処理基準）に従った計算方法に当たると判断し、本件各通知処分の一部を取り消した。

◇ 最高裁における主たる争点は、上記の場合において、制限超過利息等を受領した事業年度に遡って益金の額を減額することが公正処理基準に従った計算方法に当たるといえるか否かである。

上告人は、制限超過利息等を受領したことに基因する過払金返還債務が後の事業年度において確定した場合には、当該確定の日が属する事業年度における損失として計上する処理（前期損益修正）がされるべきであり、これは破産した法人であっても同様であるから、制限超過利息等を受領した事業年度に遡って益金の額を減額することが公正処理基準に従った計算方法に当たるとはいえない旨を主張している。

親子関係存在確認請求事件について

事案の概要

本件は、大韓民国国籍を有するものとして日本で生まれ育ち、後に日本国籍を取得した上告人が、検察官に対し、上告人と亡A（日本国籍の女性）との間に分娩による親子関係が存在することの確認等を求める事案である。亡Aの養子が、検察官を補助するため本件訴訟に補助参加している。

原判決及び争点

◇ 原審は、上告人と亡Aとの間の親子関係の存在確認請求について、次のとおり判断して、訴えを却下した。

法例の一部を改正する法律（平成元年改正法）の施行（平成2年1月1日）前における、嫡出でない子の母との間の分娩による親子関係の成立については、法の適用に関する通則法の規定が適用されるのではなく、認知による親子関係の成立についての準拠法を定める平成元年改正法による改正前の法例18条1項が準用ないし類推適用されるから、子が出生した当時の母の本国法及び子の本国法の双方が準拠法として適用される。上告人と亡Aとの間の親子関係の存在確認請求に係る訴えは、上告人の本国法である韓国民法が定める出訴期間を徒過しており、不適法である。

◇ 最高裁における争点は、平成元年改正法の施行前における嫡出でない子の母との間の分娩による親子関係の成立についての準拠法（子が出生した当時の母の本国法か、母の本国法及び子の本国法の双方か。）である。

〔参考〕 「法例」は、平成元年改正法により一部改正され、平成18年に全部改正されて「法の適用に関する通則法」となった。

法例18条1項（平成元年改正法による改正前）

子ノ認知ノ要件ハ其父又ハ母ニ関シテハ認知ノ当時父又ハ母ノ属スル国ノ法律ニ依リテ之ヲ定メ其子ニ関シテハ認知ノ当時子ノ属スル国ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

平成元年改正法附則2項本文

この法律の施行前に生じた事項については、なお従前の例による。

法の適用に関する通則法附則2条

改正後の法の適用に関する通則法の規定は、次条の規定による場合を除き、この法律の施行の日前に生じた事項にも適用する。